

一般貸切旅客自動車運送事業者の皆様へ (届出書等記載要領及び留意事項)

事業用自動車の増車・減車の手続きの際の注意事項をまとめましたので、今後手続きする際に参考にしていただきますようお願いいたします。

○事業計画変更届出書

・事業用自動車の種別ごとの数について

前回の届出書を確認する等、間違いがないようにお願いします。

減車される際は、当該営業所における最低車両数を下回らないようご注意ください。

最低車両数：営業区域ごとに3両以上※大型車を使用する場合は5両以上

・増車・(減車) 予定日について

事前の届出になりますので、原則変更実施予定日の7日前までに届出をしていただきますようお願いいたします。

※郵送の場合、届くまでに時間がかかります。予定日は余裕を持って記載してください。

・車両の内訳について

車両の構造・旅客席数により下記のとおり分類してください。

- ・大型車…車両の長さ9m以上または旅客席数50人以上
- ・中型車…大型車、小型車以外のもの
- ・小型車…車両の長さ7m以下で、かつ旅客席数29人以下

・車庫の必要面積及び収容能力について

「増車後に必要となる面積」欄は変更後の車両数から算出した面積、「収容能力(車庫面積)」欄は現在認可されている車庫の収容能力の面積を記載してください。

所属営業所の車庫が複数ある場合は全ての合計値を認可収容能力に記載してください。

また、必要面積計が認可収容能力の9割を超える場合は、車両配置平面図の添付が必要になります。

・添付書類(増車および代替増車の場合のみ)

増車および代替増車をおこなう場合は以下の添付書類が必要になります。

- ・「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し ※宣誓書は不可)
- ・営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)
- ・増車する予定の自動車(代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。)が中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。)である場合において当該自動車の点検整備記録簿の写し(※3か月以内の点検整備記録簿および直近の12か月の点検整備記録簿の写しを添付。ただし、12か月点検から3か月以内であれば12か月点検の記録簿の写しのみで可。)

○事業用自動車等連絡書

- ・車台番号、自動車登録番号の間違いないようにお願いします。
- ・不備があった際は再度、輸送・監査部門宛てに送付していただく必要があります。
- ・有効期限が発行日から1ヶ月になりますのでご注意ください。

<留意事項>

- ・事業計画変更届出書の控えが必要な場合は2部用意してください。
- ・郵送で手続きする場合は返信用封筒を同封してください。
- ・間違えた箇所を修正する際は、修正液などは使わず二重線で消し訂正してください。

問い合わせ先

北陸信越運輸局

新潟運輸支局 輸送・監査部門（貸切担当）

TEL：025-285-3124 FAX：025-285-0473

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画
(事業用自動車の数)変更事前届出書

令和4年4月1日

北陸信越運輸局

新潟 運輸支局長 殿

住所 新潟県新潟市中央区東出来島14番26号
氏名又は名称 国土太郎運輸 株式会社
代表者名 代表取締役 国土 太郎
(連絡先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定によりお届けいたします。

氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号 国土太郎運輸 株式会社 代表取締役 国土 太郎	
変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数	
増車(減車)実施予定日	令和4年4月20日	【運輸支局押印欄】 整備担当確認印 輸送・監査担当受付印
備考	届出日から7日以降の日付を記入	

簿(写)の添付を要する場合

3か月以内の点検整備記録簿および直近の12か月の点検整備記録簿の写しを添付。ただし、12か月点検から3か月以内であれば12か月点検の記録簿の写しのみで可。

【添付書類】 ※増車の場合

- 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し)
- 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)
- 増車する予定の自動車(代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。)が中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。)である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

営業所別の事業用自動車の数

(単位:両)

営業所名	新旧の別 内訳	新				旧			
		大型車	中型車	小型車	計	大型車	中型車	小型車	計
本社		5	4	4	13	4	4	4	12
合計		5	4	4	13	4	4	4	12

変更後の車両台数を記入

変更前の車両台数を記入

増減車両の明細

増車・減車の別	所属営業所	初度登録年月	車名	型式又は登録番号	車台番号	乗車定員	車両全長	車両幅
増車・減車	本社	H31. 4	〇〇〇	新潟200△1234	ABCD-123456	61人	1198cm	249cm
増車・減車						人	cm	cm
増車・減車						人	cm	cm
増車・減車						人	cm	cm
増車・減車						人	cm	cm

自動車車庫の位置及び収容能力

営業所	車庫の位置	収容能力(m ²)	増車後に必要となる面積(m ²)
本社	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号	2100m ²	400m ²

1台あたりの必要面積は
(自動車の長さ+50) × (自動車の幅+50) で算出

※車庫面積に余裕のない場合、車庫配置平面図を添付

【参考】

運行管理体制図

事業者名 **国土太郎運輸 株式会社**

営業所名 **本社**

